

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

規則
○肝炎治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則
一 (疾病・感染症対策室)

告示
○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (共同参画社会推進課)

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(二件) (障害福祉課)

○建設業許可の取消し (事業管理課)

○道路の区域変更(四件) (道路課)

○道路の供用開始 (同)

○土地区画整理組合の理事についての届出 (都市計画課)

公 告
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (障害福祉課)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (障害福祉課)

企 業 局
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

正 誤
○宮城県公報平成元年号外第三号中

八

規 則

肝炎治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五号

肝炎治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

肝炎治療に係る医療費用交付規則(平成二十年宮城県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中

当該番号を○で囲む。	当該番号を○で囲む。
1 イソタールフェロン 製剤単独	1 イソタールフェロン 製剤単独
2 イソタールフェロン 製剤単独	2 イソタールフェロン 製剤単独
3 ペグイソタールフェロン製剤単独	3 ペグイソタールフェロン製剤単独
4 イソタールフェロン 製剤+ウバビリン製剤	4 イソタールフェロン 製剤+ウバビリン製剤
5 ペグイソタールフェロン製剤+ウバビリン製剤	5 ペグイソタールフェロン製剤+ウバビリン製剤
6 その他(具体的に記載してください。)	6 その他(具体的に記載してください。)
治療予定期間 週 (平成 年 月~平成 年 月)	治療予定期間 週 (平成 年 月~平成 年 月)
治療予定医療機関 ()	治療予定医療機関 ()

当該番号を○で囲む。

を
1 イソタールフェロン 製剤単独
2 イソタールフェロン 製剤単独
3 ペグイソタールフェロン製剤単独
4 イソタールフェロン 製剤+ウバビリン製剤
5 イソタールフェロン 製剤+ウバビリン製剤
6 ペグイソタールフェロン製剤+ウバビリン製剤
7 その他(具体的に記載してください。)

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の肝炎治療に係る医療費用交付規則の規定による様式第二号で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の肝炎治療に係る医療費用交付規則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第百一十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 栗原文化事業協会

一 代表者の氏名 近藤 宗志

二 主たる事務所の所在地 栗原市若柳字川北欠四十番地

三 定款に記載された目的 この法人は、快適なまちづくりが人間にとつての最大の文化活動であるとし、市民参加による芸術文化の振興を図り、もつて市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年一月二十五日

○宮城県告示第百十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四一〇二〇〇五五四	事業所の名称及び所在地 特定非営利活動法人 あおぞら あおぞらヘルパーステーション 石巻市丸井戸三丁目十七番十八号	指定障害福祉サービスの種類 居宅介護、重度訪問介護、行動援護	設置者名 特定非営利活動法人 あおぞら	指定年月日 平成二十二年一月一日
---------------------	--	-----------------------------------	------------------------	---------------------

○宮城県告示第百十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四二二七〇〇三六九	事業所の名称及び所在地 ケアホームいちいの 富谷町富ヶ丘二丁目	指定障害福祉サービスの種類 共同生活援助	設置者名 医療法人社団 清山会	指定年月日 平成二十二年二月一日
---------------------	------------------------------------	-------------------------	--------------------	---------------------

十番十五号

○宮城県告示第百十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十二年二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 許可を取り消した年月日 平成二十二年二月五日
- 二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 株式会社木村工務店 木村 正樹	主たる営業所の所在地 東松島市大塩字荻窪五十七・二	建設業許可番号 般・十九 第七百九十号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類 一部廃業 一般建設業 大工工事 造園工事	平成二十二年 一月十三日
渋谷工務店 渋谷 泰男	加美郡加美町字町裏二百六十二・二	般・十六 第六百八十六号	全部廃業 一般建設業 大工工事	平成二十二年 一月十三日
株式会社庄司組 庄司 一重	仙台市宮城野区鶴巻二丁目三・二十九	特・十七 第二千七百四十号	全部廃業 特定建設業 土木工事 建築工事 大工工事 及び土木工事 管工事 及び土木工事 水道施設工事	平成二十二年 一月五日
株式会社大吉組 高橋 さつ彥	石巻市高木字石崎四・一	般・十七 第六千三百二十四号	全部廃業 一般建設業 土木工事 及び土木工事 石工事 及び土木工事 装工事 及び土木工事 水道施設工事	平成二十二年 一月十四日
有限会社齋藤設 備工業 齋藤 良男	東松島市赤井字南新町七・二	般・十八 第二万五千二百二十五号	全部廃業 一般建設業 管工事	平成二十二年 一月五日
株式会社富士工 三浦 廣一	仙台市泉区鶴が丘三丁目三十・十八	般・二十 第二万五千二百二十七号	全部廃業 一般建設業 内装仕上工事	平成二十二年 一月十三日

株式会社安成 成田 正則	仙台市青葉区二丁目二 ・二十二・千三百一	般・二十 一万五千二 百三十五号	一部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十二年 一月十五日
株式会社仙台不動 産管理センタ 田村 啓三	多賀城市町前三丁目一 ・四十三	般・十八 一万七千七 百五十四号	全部廃業 一般建設業 内装仕上工事業	平成二十二年 一月十四日
日野建ホーム仙 台株式会社 日野 勲	仙台市青葉区南吉成六 丁目二・十一	般・十八 一万七千八 百七十八号	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十二年 一月十四日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 神取河北線

三 道路の区域

変更の区間 石巻市小船越字下谷地二九番一地先から 同市小船越字二子南中四二番四地先まで	変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		前		後		
		A	B	A	B	
		九・八 一七・四	二一・〇 二一・〇	一一二・〇 一一三・〇	一一三・〇 一一三・〇	

○宮城県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 塩釜巨理線

三 道路の区域

変更の区間 名取市下増田字女ヶ池一五二番一地先から 同市下増田字女ヶ池一五〇番五地先まで	変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
		前		後	
		A	B	A	B
		一七・八 二二・〇	一八・八 二二・〇	二二・〇 二二・〇	二二・〇 二二・〇

○宮城県告示第百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 塩釜巨理線

三 道路の区域

変更の区間 岩沼市下野郷字小谷地一八〇番一地先 から 同市下野郷字小谷地一八二番地先まで	変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		前		後		
		A	B	A	B	
		一四・〇 一九・〇	一四・〇 一九・〇	二五・〇 二五・〇	二五・〇 二六・〇	

○宮城県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 竹谷幡谷線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
宮城郡松島町幡谷字中通六一番一地从先から	前	一七・〇	二六・三	一七・〇	一一〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	二二・四	二六・三			
同郡同町幡谷字中通八九番一地从先まで		一七・〇	二六・三	一七・〇	一一〇・〇	

○宮城県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜三回線	名取市下増田字女ヶ池一五〇番一地从先から同市下増田字女ヶ池一五〇番五地先まで	平成二十二年二月九日

○宮城県告示第百二十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十二年二月九日

一 組合の名称

岩沼市三軒茶屋西土地区画整理組合

二 事務所の所在地

岩沼市押分字奥山六十五番地の四

三 届出の内容

理事に就任した者

氏 名 住 所

武田 貞男 岩沼市早股字松原二百六十四番地の五

相澤 定吉 岩沼市押分字西土手四十五番地の一

相澤 哲郎 岩沼市押分字南谷地百四十二番地

菊地 政市 岩沼市押分字須加原七十七番地

佐藤 禮吾 岩沼市押分字奥山七十八番地の一

渡邊 克巳 岩沼市押分字奥山三十四番地の四

野尾 昭悦 岩沼市早股字小林二百三十九番地

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十二年二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県拓桃医療療育センター清掃等維持管理業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 契約期間 平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

4 履行場所 仙台市太白区秋保町湯元字鹿乙二十番地

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
- 3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九条の十五の基準に適合する者であること。

5 平成十九年一月一日以降、十二月以上の期間にわたり、延べ床面積一万平方米メートル程度以上の病院に係る種類をほぼ同じにする業務を誠実に履行した実績を有すること。

6 公告の日から開札の日までの間に、宮城県から物品調達等に係る競争入札の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調

達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十二年二月二十五日（木）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県保健福祉部障害福祉施設支援班担当 及川 秀夫 電話〇二二・二二一・二五四四

2 入札説明書の交付期限
平成二十二年二月二十五日（木）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十二年二月二十二日（月）午後五時までに1に掲げる場所へ申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査
入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年三月五日（金）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限
平成二十二年三月十九日（金）午後五時（郵送により提出する場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到着すること。）。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時までとする。

5 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所
平成二十二年三月二十三日（火）午後二時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎六階六一一会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 本件調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 入札参加に当たつての注意事項

1 調査基準価格について
この入札は、調査基準価格を設けるので、その調査基準価格を下回る入札があつたときは、入札を保留して必要な調査を行い、地方自治法施行令第百六十七条の十一項の規定により、財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百条の規定に基づいて作成された予定価格（以下

「予定価格」という。)の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

2 履行能力確認調査について

(一) 1の調査基準価格を下回る入札があり、入札が保留となったときは、最低価格入札者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により、最低価格入札者と契約することが、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の観点から支障がないか調査(以下「履行能力確認調査」という。)する。

(二) 具体的な調査方法や最低価格入札者が提出すべき資料等、履行能力確認調査に関する内容は、「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」及び「清掃業務委託履行能力確認調査・審査基準」に規定されており、宮城県出納局契約課のホームページ<<http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/>>からダウンロードすることができる。

3 業務委託費内訳書について

(一) 調査基準価格を下回る入札があったときは、調査基準価格を下回る入札を行った入札者から、入札書に記載されている入札価格に対応した業務委託費内訳書の提出を求める場合がある。

(二) 業務委託費内訳書は、書面により提出すること。

(三) 業務委託費内訳書の様式は任意であるが、最低限数量、単価、金額等を記載すること。

4 調査基準価格を下回る価格で落札されたときの調査協力について

この業務が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは、業務の適正な履行を確保するため、履行期間中に必要な調査を行うことがある。その場合、業務の受注者は次のとおり調査に協力しなければならない。

(一) 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(二) 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)に規定する書類について宮城県から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則第九十七条及び第九十八条並びに平成二十一年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十一年宮城県規則第七十四号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加えた金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者によりこの業務の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。有

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 有
8 契約書の作成の要否 要

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行うものであって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

七 概要

Summary

1 Service to be Procured : Cleaning and maintenance of buildings and facilities at Miyagi Takuto Medical Treatment and Rehabilitation Center

2 Period of Contract : From April 1, 2010 to March 31, 2013

3 Place of Service : Miyagi Takuto Medical Treatment and Rehabilitation Center, 20 Shishioh, Yumoto, Akumachi, Taihaku-ku, Sendai, Miyagi

4 Deadline for Bid : March 19, 2010, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Hideo Okawa, Management Section, Disabled Persons's Welfare Division, Health and Welfare Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel.: 022-211-2544

企業局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十二年二月九日

宮城県公営企業管理者 佐藤 幸 男

一 入札に付する事項

- 1 購入物品 ポリ塩化アルミニウム（単価契約）
 - 2 購入物品の数量及び仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 納入期間 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
 - 4 納入場所 麓山浄水場、中峰浄水場、衡東浄水場、南部山浄水場
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係

者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

5 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二一一・三三三五）へ平成二十二年三月三日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県企業局公営事業課総務班（担当 佐々木圭子 電話〇二二・二一一・三四一三）

2 入札説明書の交付期限
平成二十二年三月三日（水）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十二年二月二十六日（金）まで一あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査
入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年三月八日（月）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限 平成二十二年三月十九日（金） 午後五時（郵送により提出する場合は、入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。）ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時とする。

5 開札の日時及び場所 平成二十二年三月二十三日（火） 午後二時

宮城県庁行政舎十五階 企業局会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 企業局財務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号）第一条の二第一項の規定により準用する財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに平成二十一年度における入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十一年宮城県規則第七十四号）第二条の規定による。

3 契約保証金 企業局財務規程第一条の二第一項の規定により準用する財務規則第一百三十九条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 金額は、一トン当たりの単価を記入すること。単価は、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。なお、消費税及び地方消費税は代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると公営企業管理者が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするもの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Polyaluminum Chloride (Unit-price contract)
- 2 Period of Supply : April 1, 2010 to March 31, 2011
- 3 Place of Delivery : Fumotoyama Water Purification Plant, Nakamine Water Purification Plant, Koutou Water Purification Plant, Nanbuyama Water Purification Plant
- 4 Deadline for Tenders : March 19, 2010, 5 p.m.
- 5 Contact Person : Keiko Sasaki, General Affairs Section, Public and Water Projects Division, Public Enterprise Bureau, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-3413

正 誤

○宮城県公報平成元年号外第三号（平成元年四月一日付け）中

ページ	段	行	正	誤
二	二	二二	造材等	造林等
三	一	五	造材等	造林等